

消 防
警 察
海上保安庁
119
110
118
(緊急時には思うことがうまく言えません。必ず記入しておきましょう。)

世帯主名	電話番号
住 所	萩市 (集合住宅等の場合、建物名と部屋番号)
目標となる建物	

わが家の避難場所	
家族の集合場所	
避難時の緊急連絡先	
非常持出品の置き場所	
非常持出品に追記すべきもの (傷病者・高齢者や乳幼児などの状況により追加)	

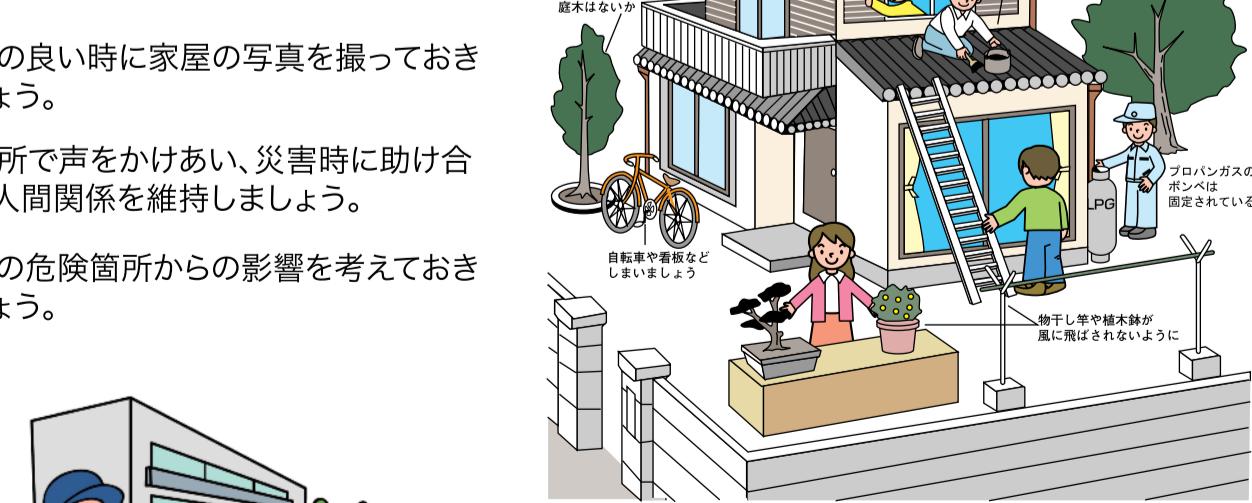
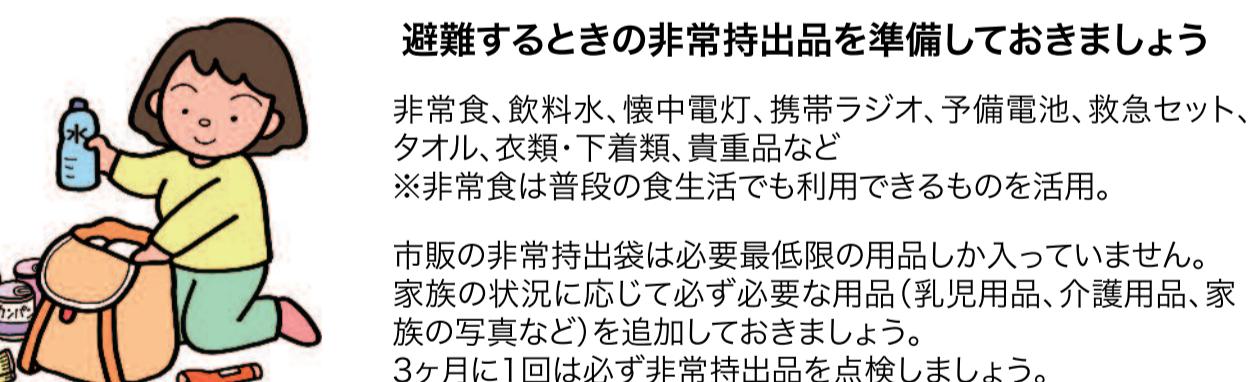
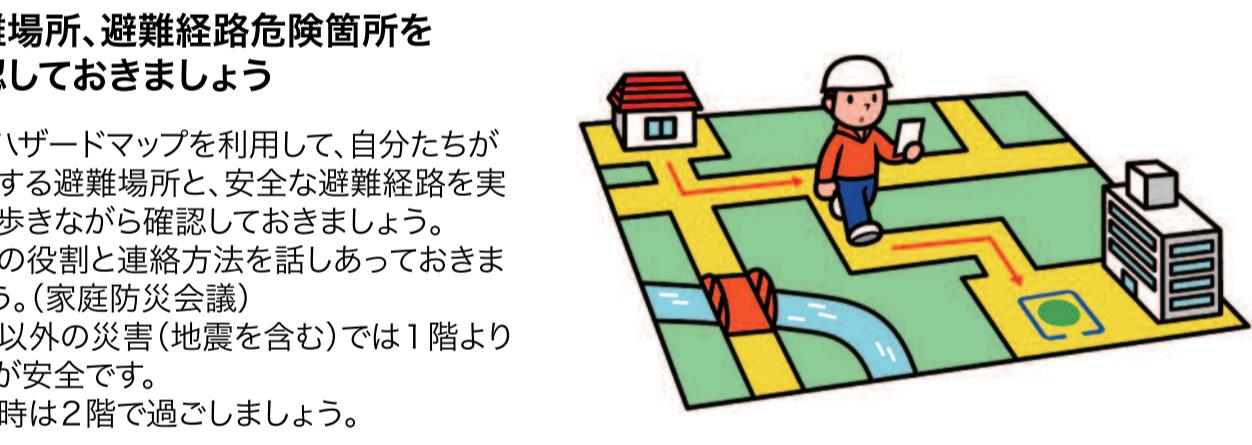
家族の連絡先		
名 前	連絡先(会社、学校など)	携帯電話番号

もしもの時の安否確認サービス
171 案内に従って伝言の録音・再生します。
▶録音 [1][7][1] → 1 → [市外局番から電話] → 伝言を録音します。
▶再生 [1][7][1] → 2 → [市外局番から電話] → 伝言が再生されます。

web171 案内に従って伝言の録音・再生します。
http://www.web171.jp
●NTT 東日本・NTT 西日本の公式ホームページからもアクセスできます。

萩市役所 総務企画部 防災危機管理課	TEL 0838-25-3808 FAX 0838-21-3501 E-Mail bousai@city.hagi.lg.jp
田万川総合事務所	TEL 08387-2-0300(代) FAX 08387-2-0303
小川支所	TEL 08387-4-0211 FAX 08387-4-0208

日頃からの準備が大切です(地震でも土砂災害が発生します)



萩市土砂災害ハザードマップ

田万川地域(1)



平成30年3月



防災情報の入手方法

【萩市防災メール】

萩市防災メールに登録しましょう。
携帯電話やパソコンに24時間、防災、気象、地震、津波、火災情報を電子メールでお知らせします。(緊急地震速報は配信しません)



【インターネット】

災情情報が収集できるホームページ 検索できる情報

- ① 萩市公式ホームページ
- ② 山口県防災危機管理課
- ③ 山口県防災ポータルサイト「防災やまぐち」
- ④ 山口県土木防災情報システム
- ⑤ 山口県土砂災害ポータル
- ⑥ 下関地方気象台
- ⑦ 国土交通省「川の防災情報」



【高齢者・障がい者への防災情報提供サービス】

萩市では、災害時の情報伝達手段として、防災メールが利用できない高齢者や視覚・聴覚に障がいがある方等に対し、命に関わるような重要な防災情報を自宅の固定電話やファックスに提供するサービスをしています。
ご登録を希望される方は、防災危機管理課までご連絡ください。

【避難行動要支援者名簿への登録について】

萩市では、自ら避難することが困難な方を支援するため、①要介護3以上、②身体障害者1・2級、③療育手帳A、④精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかに該当する方の名簿「避難行動要支援者名簿」を作成し、災害時に安否確認など避難支援が行えるよう消防団・民生委員・児童委員・自主防災組織・自治会など避難支援等の実施に携わる関係者にその名簿が提供できるよう備えています。

上記①～④の要件に該当されない方でも、自ら又は世帯の構成員などの助力だけでは避難することが困難な方については、名簿に登録できますので、希望される方は、下記までお問合せ下さい。
(※施設入所の方・長期入院の方は、除きます。)

土砂災害ハザードマップについて

萩市土砂災害ハザードマップは、急傾斜地の崩壊(かけ崩れ)や土石流、地すべりといった土砂災害が発生した場合に被害を受けるおそれのある範囲、避難場所、要配慮者利用施設などを土砂災害の警戒避難に必要な諸情報を示したものです。

このマップを使ってご家庭や地域の方と避難方法や避難場所までの経路などを話し合っていただき、いざというとき備えてください。

萩市では、山口県の調査により土砂災害警戒区域が2,694箇所(急傾斜地の崩壊1,604箇所、土石流1,082箇所、地すべり8箇所)指定され、その区域内に土砂災害特別警戒区域が2,553箇所(急傾斜地の崩壊1,588箇所、土石流965箇所)指定されています。

萩市では、土砂災害警戒情報が発表された場合、状況に応じて段階的に避難情報を対象となる地域に発令します。ただし、避難情報などが発表される前でも、危険を感じられたら、自主的に避難しよう。

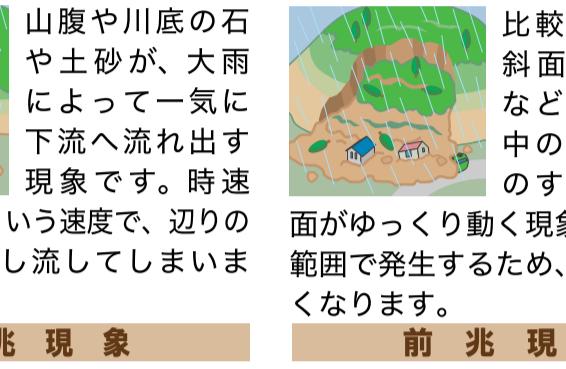
このハザードマップに掲載する土砂災害警戒区域等は、その境界を明示するものではありません。表示されている区域は、その概略位置と範囲を示した参考図としてご利用ください。また、提供する他の土砂災害防止法に関する情報は同法に関する法定図書ではなく、同法に基づき指定する土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の内容を証明するものではありません。そのため、不動産取引の資料とするもの、義務の発生するものなど、お問い合わせたい内容に応じて正確な情報が必要な場合は、山口県萩土木建築事務所または山口県土木建築部砂防課の窓口で確認してください。

土砂災害の種類と前兆現象

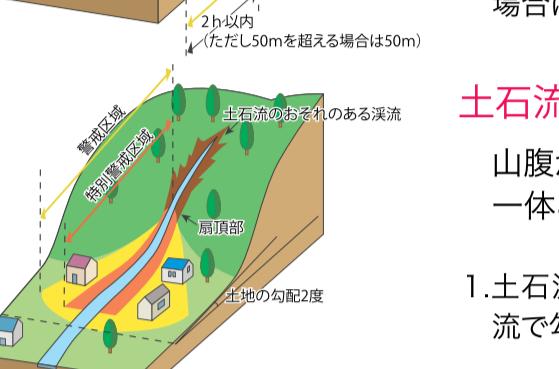
急傾斜地の崩壊(かけ崩れ)



土石流

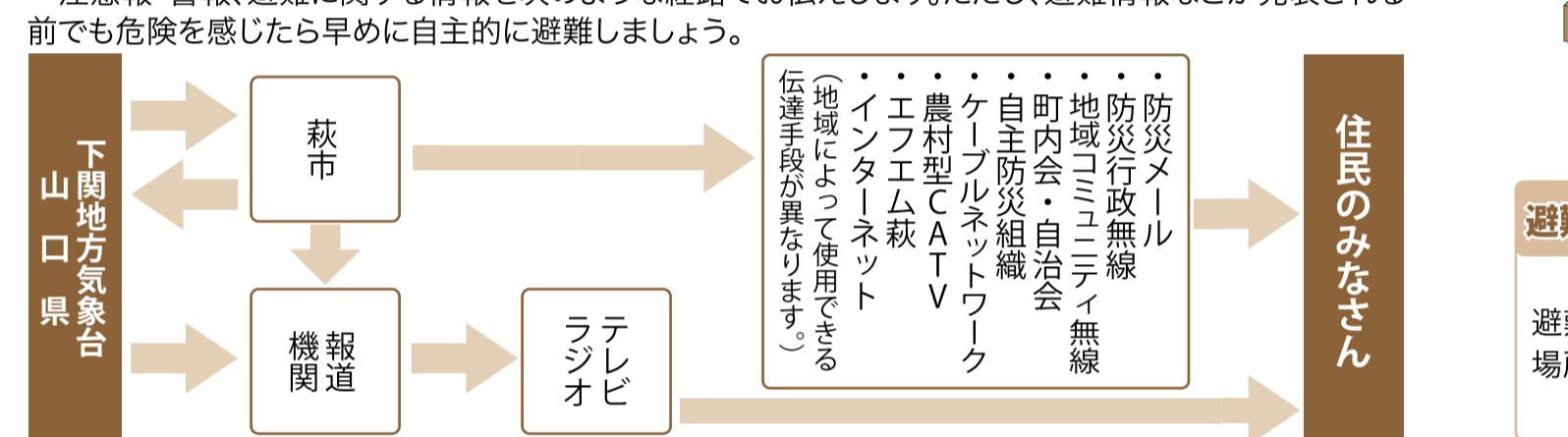


地すべり



防災情報の伝達方法

注意報・警報、避難に関する情報を次のような経路でお伝えします。ただし、避難情報などが発表される前でも危険を感じたら早めに自主的に避難しましょう。



土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域とは

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は、「土砂災害防止法」に基づき、山口県が指定しています。
※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)

土砂災害が発生した場合に、建築物に損傷が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

急傾斜地の崩壊

傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象
1.傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
2.急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
3.急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域

土石流

山腹が崩壊して生じた土石等又は渓流の土石等が水と一緒に流下する自然現象
1.土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

地すべり

土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象
1.地すべり区域(地すべりしている区域または地すべりするおそれのある区域)
2.地すべり区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は、250m)の範囲内の区域

みなさんのとるべき行動

避難準備・高齢者等避難開始

避難に時間のかかる人は、避難場所へ移動して下さい。

避 難 勧 告

みなさんお互い声をかけ合い、助け合い、避難場所へ避難を開始してください。

避 難 指 示(緊 急)

ただちに避難場所へ避難してください。もしも避難が間に合わない場合は、命を守る最大限の行動をしてください。

救援する前に

救援する前に、火の元(コンロ、暖房器具、タバコ、線香等)と戸締りを確認、電気はブレーカーを落として、親類や知人などに避難することを連絡しておきましょう。



○ 速やかに避難しましょう
救援指⽰や勧告は、危険が迫ったときにされますので、速やかに避難しましょう。避難の際には、市職員や消防団員などの指示に従いましょう。

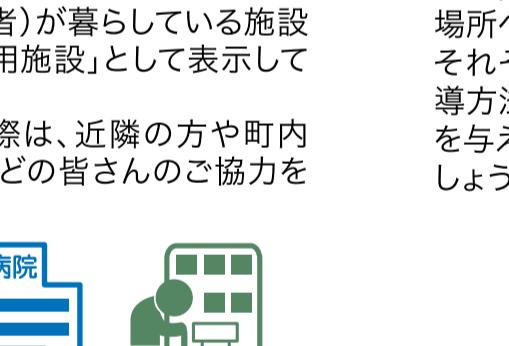
単独での行動は避けましょう

家族や近所の人たちと一緒に行動しましょう。また、近くのお年寄りや身体の弱い方などと一緒に、みんなで協力しながら行動しましょう。



援助が必要な人がいる施設

このハザードマップには、お年寄りや身体の不自由な人たち、乳幼児など、災害時に配慮を要する方(要配慮者)が暮らしている施設などを「要配慮者利用施設」として表示しています。要配慮者の避難の際は、近隣の方や町内会、自主防災組織などの皆さんのご協力ををお願いいたします。



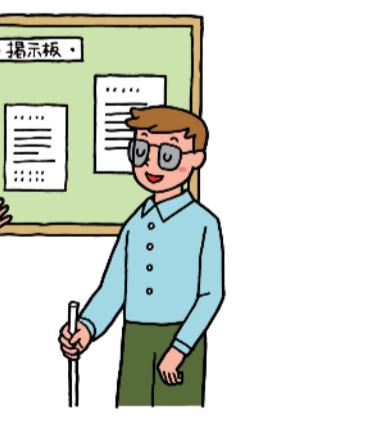
お年寄りや身体の不自由な人

急を要するときは、ひもなどを使って背負い安全な場所へ避難しましょう。それぞれの人に適した誘導方法を確認して、恐怖感を与えないように配慮しましょう。



耳の不自由な人

近くまで寄って相手にまっすぐ顔を向け、口を大きくはっきり動かして話しましょう。また、紙に書いて筆談しましょう。



○目の不自由な人
まず、声をかけましょう。誘導するときは、杖を持ってないいっぽうの時のあたりを軽く支え、ゆっくり歩きましょう。



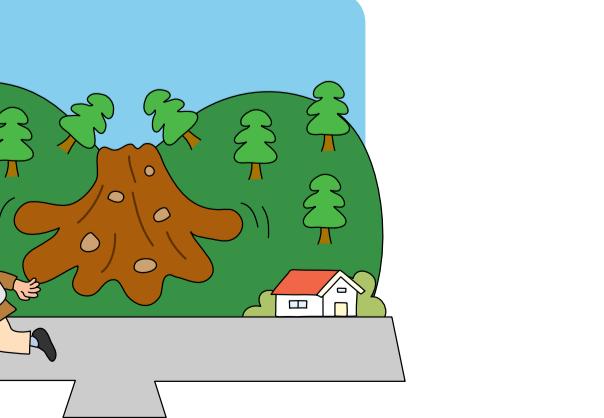
車での避難は控えましょう

車での避難は

浸水により故障し、緊急車両の通行の妨げになる場合があります。

また、避難場所には駐車場はありません。

車での避難は避け、徒歩で避難しましょう。



●避難方法を知る

土砂の流れの方向に対して、直角に、少しでも高い場所へ逃げるようになります。

●もし逃げ遅いたら…

避難所では、担当職員の指示に従ってください。

洪水や気象の情報などを伝達しますので、落ち着いて行動してください。

(避難勧告等が発令される前に公共施設に自主的に避難する場合は、費用を負担していくべき場合があります。)

避難所では町内会単位で避難所の自治運営にご協力を願います。

町内会独自で連絡体制の構築をお願いいたします。

●避難所では…

避難所では、担当職員の指示に従ってください。

洪水や気象の情報などを伝達しますので、落ち着いて行動してください。

(避難勧告等が発令される前に公共施設に自主的に避難する場合は、費用を負担していくべき場合があります。)

避難所では町内会単位で避難所の自治運営にご協力を願います。

町内会独自で連絡体制の構築をお願いいたします。

●避難訓練へ参加しましょう

災害発生時に冷静に行動するには、普段からの心構え